

ドミニカ共和国政府による夜間外出禁止令の一部地域における解除について

令和3年8月6日
在ドミニカ共和国日本国大使館

8月3日、アビナデル大統領は大統領令477-21にて、8月9日（月）午前5時をもって、ラ・アルタグラシア県及び国家特別区 **Distrito Nacional**（サントドミンゴ県は含まれない）における外出禁止令の解除を発表しました。ただし、公共の場でのマスク着用の義務、毎日午前0時から午前5時までのアルコール販売・消費の禁止等は継続されます。

そのほかの地域における、夜間外出禁止令及びその他の措置は引き続き有効です。なお、措置内容及び期間が変更される可能性もありますので、お出かけの際には最新情報の入手に努めてください。

今回の詳しい内容（スペイン語のみ）は次のリンクからご確認いただけます。○

<https://presidencia.gob.do/decretos/477-21>

【問い合わせ先】

在ドミニカ共和国日本国大使館領事部

EMBAJADA DEL JAPÓN EN LA REPÚBLICA DOMINICANA

TEL 1-809-567-3365 FAX 1-809-566-8013

consul@sd.mofa.go.jp